

青少年教育センター使用料

(単位：円)

区分		使用料（1時間当たり）
		使用可能時間 9：00～21：30
体育館	片面	300
	全面	600
研修室		200
和室		200

令和7年7月1日から利用料金変更

※注意

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 2 利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合の使用料は、この表に掲げる金額に次に定める率を乗じて得た額を加算します。

(1) 利用者が市内に住所又は事務所を有する場合 5割

(2) 利用者が市外に住所又は事務所を有する場合 10割

3 利用者が市外に住所又は事務所を有する場合は、この表に掲げる金額に5割を乗じて得た額を加算します。

4 冷房又は暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に1割を乗じて得た額を加算します。